

休眠預金等活用法に関する規定

1. (適用範囲)

この規定は、お客さまが当行に有する各種預金のうち、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく取扱いの対象となる預金等として、当行ホームページへの掲示その他当行の別途定める方法により指定する預金等(各々以下「この預金」といい、この預金に係る各種規定を「原規定」といいます。)について適用されます。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

この預金についての、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取扱う事由および休眠預金等活用法における最終異動日等については、当行ホームページへの掲示その他当行の別途定める方法により公表します。

3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、お客さまは、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、お客さまは当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、お客さまは、当行に対して有していたこの預金に係る預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) お客さまは、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの(利子の支払いに係るものを除きます。)が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと(当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りです。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さまに代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - ③前記(3)に基づく取扱いを行う場合には、お客さまが当行に対して有していたこの預金に係る債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、この預金に係る契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

4. (通知の方法)

休眠預金等活用法第3条第2項の通知方法は、郵送または電子メールにより取り扱います。届出のあった住所ま

たは電子メールアドレスにあてて当行が通知を発送または発信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5. (その他)

- (1) 当行が、休眠預金等活用法第3条第1項に基づき預金保険機構への移管対象となる預金等に関する公告(以下「休眠預金等の取扱に関する公告」といいます。)を行った場合で、かつ、当該休眠預金等の取扱に関する公告を行った年の翌年の1月31日までにこの預金に係る最終異動日等の更新がなされないときは、当行はお客さまに通知することなく、当行とお客さまとの間のこの預金に付帯または関連する各種契約(当行の「あおぞらインターネットバンキング規定」および「法人向けインターネットバンキング「AOZORA Business Partner」利用規定」に基づく契約も含みますが、これらに限りません。)を解約することができるものとします。
- (2) この規定は、原規定の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとします。この規定は、原規定に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原規定の各条項の効力を変更するものではありません。なお、原規定にこの規定と同様の条項がある場合は、この規定が優先して適用されるものとします。
- (3) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (4) 前記(3)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2023年8月1日